

## 広島県告示第四十八号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十条第一項の規定によつて、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、令和七年二月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において縦覧に供する。

令和七年一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 区域の名称

#### 1 毛保大橋下流地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線、基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から基点四を結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 廿日市市沖塩屋の国土地理院三等三角点「沖山」（北緯三四度一六分五五秒八二四五、東経一三二度一五分五九秒九四八三、標高三・〇八メートル）

基点一 基準点から八七度三〇分四〇秒の方向一、一〇五・八九メートルの点

基点二 基点一から二二三度五七分二五秒の方向七九・五四メートルの点

基点三 基準点から六九度三〇分四八秒の方向八六九・〇五メートルの点

基点四 基点三から五八度四八分二六秒の方向二九・九三メートルの点

基点五 基準点から七七度二八分一二秒の方向九五三・七三メートルの点

基点六 基点五から一二九度三〇分三九秒の方向一八・八九メートルの点

##### (三) 指定年月日

令和七年一月二十日

### 2 下の浜地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 廿日市市大野の国土地理院三等三角点「物見」（北緯三四度一八分〇三秒〇四一一、東経一三二度一七分二四秒四四五六、標高三一・一二メートル）

基点一 基準点から二一〇度二九分四三秒の方向一、四八一・〇三メートルの点

基点二 基点一から一九一度二三分二六秒の方向一九六・六八メートルの点

##### (三) 指定年月日

令和七年一月二十日

### 3 物見東地区

#### (一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

#### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 廿日市市大野の国土地理院三等三角点「物見」（北緯三四度一八分〇三秒

〇四一一、東経一三二度一七分二四秒四四五六、標高三一・一二メートル）

基点一 基準点から二一四度一六分四〇秒の方向三八七・五二メートルの点

基点二 基点一から二一三度四九分五〇秒の方向三・五七メートルの点

#### (三) 指定年月日

令和七年一月二十日

### 4 早時地区

#### (一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

#### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 廿日市市大野の国土地理院三等三角点「物見」（北緯三四度一八分〇三秒

〇四一一、東経一三二度一七分二四秒四四五六、標高三一・一二メートル）

基点一 基準点から一〇二度〇九分一八秒の方向一七一・八八メートルの点

基点二 基点一から二一三度〇八分五〇秒の方向一〇九・三八メートルの点

基点三 基点二から二四〇度五六分四四秒の方向九九・七九メートルの点

基点四 基点三から二八一度二二分二九秒の方向一〇九・八七メートルの点

#### (三) 指定年月日

令和七年一月二十日

### 5 熊ヶ浦地区

#### (一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線、基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から基点五までの各点を順次結んだ線、基点五から基点六を水際線で結んだ線、基点六から基点八までの各点を順次結んだ線及び基点八から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

#### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 廿日市市大野の国土地理院三等三角点「物見」（北緯三四度一八分〇三秒

〇四一一、東経一三二度一七分二四秒四四五六、標高三一・一二メートル）

基点一 基準点から六一度四二分四九秒の方向四七八・四五メートルの点

基点二 基点一から二〇四度一三分三一秒の方向一〇八・九九メートルの点

基点三 基準点から五二度二六分一〇秒の方向五六二・五三メートルの点

- 基点四 基点三から二六一度三八分四六秒の方向三一・三七メートルの点  
基点五 基点四から一六八度五四分〇五秒の方向六・一二メートルの点  
基点六 基準点から五七度二分一七秒の方向四八九・一二メートルの点  
基点七 基点六から一八四度二八分四〇秒の方向一七・二八メートルの点  
基点八 基点七から九二度二七分一〇秒の方向五・二八メートルの点  
(三) 指定年月日  
令和七年一月二十日

## 6 観音崎地区

- (一) 区域の範囲  
基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

- (二) 点の位置 (基点の表示角度は真北方向による。)  
基準点 廿日市市宮島口の国土地理院四等三角点「厳山」 (北緯三四度一八分三五秒三五三、東経一三二度一八分一二秒三九三三、標高三・五二メートル)  
基点一 基準点から二〇九度四七分三四秒の方向五八九・八〇メートルの点  
基点二 基点一から一六八度〇〇分〇八秒の方向二〇・〇〇メートルの点  
基点三 基点二から二四五度三七分四七秒の方向二三・〇〇メートルの点  
基点四 基点三から二八七度四一分四一秒の方向一六二・六六メートルの点  
基点五 基準点から二二七度二〇分二一秒の方向六六五・九九メートルの点  
基点六 基点五から五四度五九分三九秒の方向一四・八二メートルの点  
(三) 指定年月日  
令和七年一月二十日

## 7 宮島口棧橋付近地区

- (一) 区域の範囲  
基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域
- (二) 点の位置 (基点の表示角度は真北方向による。)  
基準点 廿日市市宮島口の国土地理院四等三角点「厳山」 (北緯三四度一八分三五秒三五三、東経一三二度一八分一二秒三九三三、標高三・五二メートル)  
基点一 基準点から九〇度三〇分二九秒の方向一六〇・四六メートルの点  
基点二 基点一から一一六度一二分一九秒の方向二〇・〇〇メートルの点  
基点三 基点二から二二一度二六分一〇秒の方向三五・〇〇メートルの点  
基点四 基点三から二六六度二三分三二秒の方向二八七・三五メートルの点  
(三) 指定年月日  
令和七年一月二十日

8 阿品陸橋下流地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線、基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から基点四を結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 廿日市市阿品台の国土地理院四等三角点「阿品台」（北緯三四度一九分四一秒七三一九、東経一三二度一八分五七秒八九一一、標高二七・九四メートル）

基点一 基準点から一八〇度一九分三〇秒の方向八八七・八五メートルの点

基点二 基点一から二二〇度一四分一八秒の方向四一・六九メートルの点

基点三 基準点から一八七度一五分五五秒の方向八四三・四七メートルの点

基点四 基点三から四三度四三分〇〇秒の方向九・八八メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年一月二十日